

確定申告にはスマホをご利用ください

- ・スマホ専用画面で、入力がスムーズです。
- ・スマホのカメラで、給与所得の源泉徴収票を撮影すると自動で申告内容に反映できます。
- ・マイナポータルとの連携で、自動入力できる情報があります。
- ・青色申告決算書・収支内訳書も作成できます。消費税の申告書にも対応しています。



↑スマホを利用した申告はこちらから！
※一部対応していない機種がございます。

ふるさと納税制度について

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用した場合であっても、確定申告をされる場合には、ふるさと納税の金額を寄附金控除の計算に含める必要があります。

インボイス発行事業者の方へ

適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）の方は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても消費税の申告が必要となります。インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者は、2割特例（※）の適用が可能です。

（※）令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間に係る消費税の申告に必要な仕入税額控除の金額を売上税額の8割とすることができる特例です。

電子帳簿等保存制度について

税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など」を電子データで保存することに關する制度のことです。

令和5年度税制改正により、帳簿・書類の保存義務のある方は、注文書、契約書、送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやり取りした場合には、その電子データを保存する必要があります。



↑国税庁ホームページの「電子帳簿等保存制度特設サイト」はこちらから！

申告書の作成などに当たって ご不明な点に関するお問合せ

所得税等の確定申告でお困りのときは、「国税庁ホームページ」をご覧ください。

「国税庁ホームページ」では、ご質問内容を自由に文字で入力していただくかメニュー選択していただくかA（人工知能）が分かりやすく回答する「税務相談チャットボット（税務職員ふたば）」、「国税のよくある質問に対する一般的な回答について、キーワード検索や税金の分野別などの方法で調べることができる「タックスアンサー」のほか、「確定申告書等作成コーナー」では、操作方法などのお問合せの多い質問を同コーナー内の「よくある質問」に掲載していますのでご覧ください。

なお、電話にてご相談したい場合には、武生税務署にお電話いただき、自動音声案内に従い『0』を選択いただくと、「確定申告コールセンター」開

設期間：令和6年1月15日（月）～3月15日（金）において、所得税及び消費税の確定申告等に関するご相談にお答えします。

また、国税に関する一般的なご相談を希望される方は、武生税務署に電話していただき、自動音声案内に従い『1』を選択いただくと、「電話相談センター」において国税局の職員がお答えします。

【電話相談受付時間】

平日午前8時30分～午後5時
（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く）



（税務職員ふたば）

チャットボットの↑
利用はこちらから！



タックスアンサー↑
はこちらから！

国税の納付は キャッシュレス納付が便利です

キャッシュレス納付①振替納税②スマホアプリ・クレジットカード納付③ダイレクト納付④インターネットバンキングによる納付をご利用ください。

※特に、初回の手続（振替依頼書の提出）がオンラインで提出でき、次回以降も自動的に口座引落しになる振替納税が大変便利です。



↑振替依頼書のオンライン（e-Tax）
提出はこちらから！

■問合せ 武生税務署 TEL 0778-22-0890